

## 議案第 1 号

### 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

戸籍法の改正を踏まえて地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、手数料の新設を行うほか所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 法律の規定により無料で戸籍に関する事項の証明を請求することができる者が、<u>当該戸籍に関する事項の証明</u>を請求したとき。</p> <p>(4) 条例で定めるところにより無料で戸籍に関する事項の証明を行うことができることを規定する法律の規定(規則で定めるものに限る。)に基づき、<u>当該戸籍に関する事項の証明</u>の請求があったとき。</p> <p>(5) 前号の規定により<u>戸籍に関する事項の証明</u>を請求できる者が、住民票記載事項証明を請求したとき。</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 法律の規定により無料で戸籍に関する事項の証明を請求することができる者が、<u>戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明</u>を請求したとき。</p> <p>(4) 条例で定めるところにより無料で戸籍に関する事項の証明を行うことができることを規定する法律の規定(規則で定めるものに限る。)に基づき、<u>戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明</u>の請求があったとき。</p> <p>(5) 前号の規定により<u>戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明</u>を請求できる者が、住民票記載事項証明を請求したとき。</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで (略)	(略)	(略)
(15) <u>戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。)</u> をもって、調製	<u>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記録事項証明書</u> の交付手数料	1件 450円

<u>された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>		
(16) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	<u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の記録事項証明書の交付手数料</u>	<u>1件 750円</u>
(17) <u>戸籍に記載した事項に関する証明</u>	<u>戸籍記載事項に関する証明手数料</u>	<u>証明事項1件につき 350円</u>
(18) <u>除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</u>	<u>除かれた戸籍記載事項に関する証明手数料</u>	<u>1件 450円</u>
(19)から(21)まで (略)	(略)	(略)
(22) <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u>	<u>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料</u>	<u>1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1,400円</u>
(23) <u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧</u>	<u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧手数料</u>	<u>書類1件につき 350円</u>
(24)から(133)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで（略）	（略）	（略）
(15) <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項, 第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円
(16) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項, 第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</u>	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通につき 750円
(17) <u>戸籍法第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円
(18) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 450円
(19) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によ</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

<p>り行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>(20) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
<p>(21)から(23)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(24) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく</p>	<p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円)</p>

	<u>届書等情報の内容の 証明書の交付手数料</u>	
<u>(25) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	<u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</u>
<u>(26)から(135)まで (略)</u>	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。